

6.11.20
3248

△以下ノ者ハ 三丁ノ昇給
 一 月 皆勤者ハ 一月四丁ノ昇給
 一 臨休ニシテハ 一週官内場合ハ 昇給金額支給
 △ 以上ノ場合ハ 労資協議ノ上定ム

法人 請

休呈

印刷工場争議 (一〇、二五、一〇、二七)

福岡市上新川場所

労働者 二二名

参加者 全 員

事業不振ノ理由ヲ以テ今後 一月半 一週 乃至 十日ノ休業ヲ為ス
 与方代表シタルニ因リ 全九州出版労働組合加盟ノ全員ハ 福岡
 労働組合ノ支援ヲ得テ 十月 二十五日 息業伏能ニ陥リタルモ
 △ 二十七日 労資会見ノ結果 円満解決ス

要 求 事 項

一 休業反対

解決事項

一 未払賃銀ハ半額ヲ十月末 残額ハ 十月 五日迄ニ支払フ